

災害対策

災害への備え

災害はいつ起こるか分かりません。いざというときには適切な行動をとり正確な情報を入手することが、自分や家族の命、生活を守ることに繋がります。そのために、日頃の備えが不可欠です。

情報収集の備え

災害時には、防災行政無線、市ホームページ、Fメール、データ放送（テレビ埼玉・NHK）、市公式SNS、広報車などを使い、市から情報を発信します。

防災行政無線が聞き取りづらいときは

- ☎ 電話で確認
- ✉ Fメールで確認
- 📺 dボタンで確認

防災行政無線自動応答サービスで、放送内容を電話で確認できます（通話料有料）。  
 TEL049・256・8877

市政情報のメール配信サービスで放送内容を配信します。  
 ※事前登録が必要です（QRコード）。  


テレビ埼玉・NHKのデータ放送で、放送内容を確認できます。各局の視聴中にリモコンのdボタンを押してください。

自分に合った避難を考える

- 在宅避難  
 災害によりライフラインが停止したとしても倒壊や浸水などの危険性が無く住み続けられる場合は、在宅避難を考えましょう。
- 分散避難  
 避難場所を分散させるため、安全な場所に住んでいる親戚や知人などの頼れる人がいれば、そこへの避難も検討しましょう。
- 避難所への避難  
 自宅が危険な場合は、市が開設する避難所へ避難しましょう。自分の行動範囲にある避難所を改めて確認しておきましょう。

備蓄品を備える

- ローリングストック  
 日頃から自宅で利用している食料や消耗品を、少し多めに購入して備えましょう。少し多めに備えた状態をキープすることで、災害時のために特別なものを用意せずに備えられます。
- 備蓄の目安  
 1人1日3ℓの飲料水が必要です。また、トイレや歯磨きのための生活用水も必要なので、日頃からポリタンクに水道水を用意したり、いつもお風呂に水を張っておいたりして、災害に備えましょう。

備蓄品の目安

家族一人一人に必要なものを「1週間分」を目安に備蓄しましょう。

-  **家族みんなが必要な物**  
 飲料水（1人1日3ℓ）、ビニール袋、ごはん（アルファ米、レトルトなど）、救急箱、缶詰、カセットコンロ、菓子類、マッチ・ろうそく、調味料、トイレトペーパー・ティッシュ、常備薬、簡易トイレなど
-  **女性が必要な物**  
 カップ付きインナー、生理用品など
-  **子育て中の家庭が必要な物**  
 母子健康手帳、粉・液体ミルク（母乳育児の人も念のため用意しておく安心です）、調乳用の水、紙おむつ、おしりふき、おんぶひも、おもちゃなど

妊産婦の災害への備え

- 母子健康手帳  
 母子健康手帳は、医療者が健康状態を把握するために必要な妊娠・出産・産後の経過が記録されているので、避難の時には診察券と共に携帯しておきましょう。
- 妊産婦の災害時の健康チェック  
 妊娠中は、できるだけおなかを温かくするよう心がけましょう。また、長時間無理な姿勢していると血栓ができてやすくなります。水分補給を心掛け、ストレッチで予防しましょう。

ペットのための備え

- 飼い主とペットの備蓄品の準備  
 緊急時の食べ物（長期保存できるもの）や飲み物、薬などを長期の被災に備えて、最低3日分は用意しておきましょう。  
 〈備蓄品の例〉リード、首輪や胴輪、フード、水、食器、処方薬、ケージ、ペットシート、おもちゃ、トイレ砂など
- 健康管理や獣医師との相談など  
 狂犬病の予防注射の接種状況、既往症、かかりつけの動物病院などの情報は災害時においても役に立ちます。  
 また、災害発生時には感染症にかかる危険性も高まるので、ワクチンの接種やダニ、ノミ、寄生虫などの駆除も普段から行いましょう。



問合せ●危機管理防災課 (TEL049・262・9017)

防災訓練

「自らの命は自ら守る」—第10回ふじみ野市総合防災訓練—

11月14日(日) 午前8時30分～正午

本年度は新型コロナウイルス感染症対策として、避難所での訓練は参加人数を制限した上で、自治組織と連携した訓練を実施します。地域によっては活動を自粛している場合がありますので、お住まいの自治組織にお問い合わせください。



※防災行政無線で、午前8時20分に事前告知、8時30分に訓練開始のサイレンでお知らせします。  
 ※小雨決行。中止の場合は午前7時30分に防災行政無線や市ホームページなどでお知らせします。  
 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、訓練中止や、内容を縮小して実施する場合があります。

訓練の概要

「午前8時30分に東京湾北部を震源とする震度5強（一部震度6弱）の地震が発生し、市内全域にわたり家屋の全半壊、橋・ライフラインの損壊など、大きな被害が発生したことを想定し、避難訓練・避難所運営訓練などを実施します。  
 近年、全国各地で大規模な災害が相次ぐ中、防災訓練などを通じて「自らの命は自ら守る」行動を繰り返し実践することで、緊急時でも条件反射的に行動に移せるよう、訓練

を実施するものです。  
 この訓練は、市役所本庁舎に災害対策本部を、大井総合支所には災害対策室をそれぞれ設置し、市内全20カ所の地域防災拠点（指定避難所）を開設するとともに、各自治組織による地区防災拠点の設置や自主訓練の実施など、ふじみ野市地域防災計画に基づく初動体制を実践し体験するものです。

シェイクアウト訓練

訓練が始まったら、その場でシェイクアウト訓練（右図）を行ってください。自分の身を守るための簡単な訓練です。当日避難訓練に参加できない人も、ぜひ自宅などで実施してください。

この訓練はアメリカで始まったもので、基本行動は①指定された日時に②地震から身を守る「安全行動1-2-3」を③各人がいる場所（職場、学校、自宅、外出先など）で1分程度一斉に行うことです。



災害が起きる前に

(1) 災害時の行動を確認

- ・避難場所、避難経路を確認  
 避難所の場所は右記のとおりです。市ホームページからも確認できます。
- ・家族の集合場所、連絡方法を確認
- ・家具の転倒、落下防止対策をする
- ・非常時に必要な物を非常持ち出し袋に入れ、いつも持ち出せるようにする

(2) 自治組織への加入

過去に起きた災害の教訓から、災害時は「自助が7割、共助が2割、

公助が1割」といわれています。まず、自分の身を守り、その後、地域の協力により災害に立ち向かうことが必要不可欠である、という教訓です。  
 そのためにも、自治組織（町会・自治会・町内会）へ加入し、日頃から地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。  
 なお、地域防災拠点（指定避難所）への避難訓練や避難所の運営は、地域の防災力を向上させるために、各自治組織などが中心になって行っています。

訓練時に開設する避難所

- 〈東地域〉  
 福岡小学校、駒西小学校、上野台小学校、西小学校、さぎの森小学校、福岡中学校、葦原中学校、花の木中学校、上福岡西公民館、第2運動公園（旧福岡高校）
- 〈西地域〉  
 大井小学校、鶴ヶ丘小学校、東原小学校、西原小学校、亀久保小学校、三角小学校、東台小学校、大井中学校、大井西中学校、大井東中学校



問合せ●危機管理防災課 (TEL049・262・9017)

人事

市職員の給与など人事行政の運営状況

市民の皆さんに、市職員の任用、給与、勤務条件、服務などの人事行政の運営状況をお知らせします。部門別職員数や各種手当などの詳細については、市ホームページ（QRコード）に掲載しています。



職員の任免および職員数に関する状況

●新規採用と再任用および退職の状況(令和2年度)

区分	新規採用	再任用	定年退職	勲奨退職	自己都合等退職
一般行政職	24人	42人	10人	3人	4人
技能労務職	0人	1人	1人	1人	0人

●職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	職員数			平成31年増減数	令和2年増減数	令和3年増減数
	平成31年	令和2年	令和3年			
一般行政部門・教育・公営企業の合計	621人	634人	643人	0人	13人	9人

(注) 再任用職員(短時間)は含みません。

●級別職員数および技能労務職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	技能労務職	合計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任	係長 副主査	副課長	課長	副参事	部長	-	土木技能員、自動車運転員、調理員など	-
職員数	48人	93人	220人	124人	53人	31人	12人	12人	593人	50人	643人
構成比	8.09%	15.69%	37.10%	20.91%	8.94%	5.23%	2.02%	2.02%	100%	-	-

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



職員の給与の状況

●職員給与費の状況(令和2年度普通会計決算)

職員数(A)	給与費				職員1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
574人	2,140,698千円	537,691千円	873,877千円	3,552,266千円	6,188千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当は含みません。  
2. 職員数は、全職員数から水道事業、下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業に関わる職員を除いた数です。

●職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 188,700円 高校卒 160,100円

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	312,497円	43.7歳
技能労務職	341,556円	52.2歳

●特別職の報酬などの状況(令和3年4月1日現在)

区分	給料(月額)	期末手当
市長	879,000円	6月期 2.225月
副市長	745,000円	12月期 2.225月
教育長	689,000円	計 4.450月

区分	報酬(月額)	期末手当
議長	464,000円	6月期 2.225月
副議長	410,000円	12月期 2.225月
議員	382,000円	計 4.450月

●職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

区分	支給内容(月額)
扶養手当	・配偶者、その他 6,500円(3,500円) ※( )内は行政職8級の職員。 ・子 10,000円 ※子については年齢によって加算措置有り。
地域手当	12%
住居手当	借家・借間 28,000円(支給限度額)
期末手当 勤勉手当	(期末手当) (勤勉手当) 6月期 1.275月分 0.95月分 12月期 1.275月分 0.95月分 計 2.550月分 1.90月分 ※職制上の段階などによる加算措置有。
その他手当	退職手当・通勤手当・特殊勤務手当を支給

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●職員の勤務時間および週休日(令和3年度)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日

(注) 保育所や公民館などでは、勤務形態が異なる場合があります。

●年次有給休暇の状況(令和2年度)

1人あたり平均使用日数	平均取得率
13.0日	35.3%

●休暇など

年次有給休暇	年20日とし、繰越は20日まで
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、夏季、交通機関の事故、子の看護など特別の事由により勤務しないことが相当であると認められる期間
病気休暇	負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、90日以内の期間
育児休業	3歳に満たない子を養育するための期間
介護休暇	配偶者、父母、子、同居している祖父母、兄弟姉妹などで負傷、疾病または老齢により日常生活に支障のある者を介護する場合、2週間以上6カ月以下の期間

職員の休業の状況

●育児休業および部分休業の取得状況(令和2年度)

育児休業	部分休業
28人	32人

職員の人事評価の状況

全職員を対象に、毎年度10月に中間評価、2月に暫定評価、3月に最終評価を行い、昇給額・勤勉手当・昇任に活用しています。

職員の研修の状況

●職員研修の実施状況(令和2年度)

研修の種類	修了者数	研修の種類	修了者数
階層別研修	295人	派遣研修	32人
特別研修	162人	広域共同研修	18人
合計			507人

職員の福祉および利益の保護の状況

●職員の福利厚生(共済組合)

短期給付=公務外の病気やけがの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付  
長期給付=老齢・障害・遺族の各厚生年金などの年金給付  
福祉事業=保健、宿泊、貯金、貸付などの事業

職員の分限および懲戒処分(令和2年度)

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

●職員の分限と懲戒処分(令和2年度)

区分	種類	該当者
分限処分	降任・免職	なし
	休職	9人
懲戒処分	戒告・減給・停職・免職	なし

(注) 休職とは、心身の故障のため長期療養を要するものに対する処分です。休職となった場合、休職の期間が1年に達するまでは、給料および手当の100分の80が支給され、休職が1年を経過したときは無給となります。また休職期間中は埼玉県市町村職員共済組合から傷病手当金として、市から支給される給与との差額が1年6カ月間支給されます。

職員のサービスの状況

全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては、全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法では、職員に次のような義務を課しています。

- ・法令および上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為などの禁止
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業などの従事制限

職員の退職管理の状況

行政職8級(部長級)の職員が退職した場合は「ふじみ野市退職管理に関する規則」により、営利企業などに再就職する場合には市への届け出を義務付けています。令和2年度の届け出はありませんでした。

公平委員会の業務の状況

内容	該当(令和2年度)
勤務条件に係る措置の要求	なし
不利益処分に関する不服申し立て	なし

DV

これってDVなの!? 我慢しないで! 許される暴力はありません

一人で悩まずすぐに相談を

プラス  
**DV相談+** (内閣府の相談窓口)  
 つなぐ はやく  
**TEL 0120・279・889**

メールやSNSでも相談を受け付けています(QRコード)  
 ※24時間受付。



女性に対する暴力をなくす運動  
 11月12日(金)~25日(休)

その他の通報・相談窓口(緊急の場合は迷わず110番)

相談機関	電話番号	受付時間
DV相談ナビ (県婦人相談支援センター)	#8008 (はれれば) ※一部のIP電話からはつながりません。	毎日(年末年始を除く)午前9時30分~午後8時30分 (日曜日・祝日は午後5時まで)
よりそいホットライン (性暴力、DVなど女性の相談)	0120・279・338 (案内3番)	24時間年中無休(通話料無料)
ふじみ野市 配偶者暴力相談 支援センター(市民総合相談室内)	049・262・9025	月~金曜日午前8時30分~午後5時15分(祝日・年末年始を除く) ▶女性相談員による面談(女性専用、予約制) 月・火・木曜日午前10時~正午、午後1時~4時

●DVとは

夫婦やパートナー(事実婚や元配偶者も含む)など親密な関係で行われる暴力行為で、誰にでも起こり得る身近な問題です。

●DVの例

身体的暴力	殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざす
精神的暴力 (モラル・ハラスメント)	無視する、ばかにする、怒鳴る、脅す、交友関係を制限する、電話・メールをチェックする、妊娠中や病気の時に冷たくしたりつらく当たる
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを制限する
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない
子どもを利用した暴力	子どもに危害を加えると脅す、子どもに被害者が悪いと思わせる

●DV加害者の特徴

DV加害者に明確なタイプはありません。職場や地域では人望がある加害者も少なくありません。相手を自分の思い通りに支配するために、経済力・体力・社会的優位性などの「力」を使ってコントロールします。暴力を正当化し相手に責任転嫁します。

●DV被害者に見られる特徴

被害者は「自分に力がない」「自分が悪い」と思い込まれてしまいます。また、DVの多くは暴力を振るう時期と優しくなる時期を繰り返すため、優しくなる時期になると「本当は優しい人」「今度こそ変わってくれるかもしれない」と期待し、DVのサイクルから抜け出すことが難しくなります。

●DVの加害者・被害者にならないために

暴力は愛情表現ではなく、対等でお互いを尊重しあえる関係を築いていくことが必要です。親密な関係でも暴力を容認しない社会を実現することが不可欠です。

●DVパネル展・図書展示を実施します

詳細は市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



性暴力をなくそう

●あなたが嫌だと思う性的な行為は全て性暴力です

性暴力のほとんどが顔見知りからの被害で、性別や年齢にかかわらず起こります。家族だから、付き合いから、職場の上司だからと、関係が悪化するのを恐れて、我慢しなくても良いのです。性暴力は決して許されないものであり、被害者は悪くありません。

●家族や親戚・兄弟姉妹でも性暴力になります

水着で隠れる部分を触る、性的な言葉でからかう、性的な写真や映像を見せる、お風呂や着替えをのぞいたり盗撮したりするなど、家族の中であったとしても性暴力になります。

●性暴力に関する相談先(内閣府)

・性暴力に関するSNS相談「キュアタイム」(QRコード)



・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

TEL #8891 (はやくワンストップ)



問合せ●市民総合相談室(TEL049・262・9025)

児童虐待

STOP 児童虐待 おかしいと感じたら迷わず相談! 子どもの命が最優先です

「虐待かも」と思ったら—

いち はやく  
**TEL 189**

全国共通ダイヤル

(お近くの児童相談所につながります)

※24時間対応。



子ども虐待防止  
 オレンジリボン運動

その他の通報・相談窓口(緊急の場合は迷わず110番)

相談機関	電話番号	受付時間
川越児童相談所	049・223・4152	月~金曜日 午前8時30分~午後6時15分(祝日・年末年始を除く)
県虐待通報ダイヤル	#7171 (048・762・7533)	24時間対応
市子ども家庭総合支援拠点 (子育て支援課内)	049・262・9034	月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

●児童虐待とは

児童虐待とは、保護者(親または親に代わる養育者)が子どもの心や体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に深刻な影響を与える人権侵害です。愛情に根ざした「しつけ」のつもりでも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待です。保護者側の事情ではなく、子ども側の視点から保護者の行為が子どもにどのような影響を与えているかによって判断します。

●児童虐待の例

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する
心理的虐待	「お前はダメな子」などの言葉による脅し、無視、兄弟・姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV:ドメスティック・バイオレンス)
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、保育園・幼稚園・学校に通わせない
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする

●児童虐待の状況

川越児童相談所管内における児童虐待相談受付件数(右表参照)は年々増加しており、令和2年度は2,506件で、平成24年度の3.6倍です。この状況に対応するため、市子ども家庭総合支援拠点を中心とし、保健センター、保育園、

小・中学校などの関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。

虐待の種類では、心理的虐待が多く見られており、心理的虐待の中には、DVによる子どもの目の前で行われる暴力が多く含まれています。

児童虐待相談受付件数・種類(川越児童相談所) (単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
24年度	164	368	145	11	688
25年度	218	381	187	9	795
26年度	249	563	194	16	1,022
27年度	217	624	159	17	1,017
28年度	261	768	302	26	1,357
29年度	348	1,131	309	20	1,808
30年度	378	1,282	356	18	2,034
元年度	465	1,448	407	27	2,347
2年度	640	1,478	362	26	2,506

●虐待は子どもに深い傷を残します

虐待を受けた子どもは、虐待から救われた後も、体の傷や栄養不足による発育不良や知的発達の遅れのほか、心の領域にも深刻な影響が及び行動面にもさまざまな問題が現れることがあります。



▶心理的影響の例

- ・トラウマが生じ、心にさまざまな問題が起こる
- ・劣等感や無気力を感じる
- ・良好な人間関係を作るのが困難になる

●虐待と思われる子どもを発見した場合

速やかに、勇気をもって通報してください。通報した人の情報が外部に漏れることはありません。

問合せ●子育て支援課(TEL049・262・9034)